

営繕工事に係る請負工事成績評定要領の 運用について

平成13年3月30日 国営技第32号
最終改正 令和3年3月24日 国営設第171号

この運用は、国土交通省地方整備局等が官庁施設の営繕を実施するための要領として
制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利
用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

平成13年3月30日 国営技第32号
最終改正 令和3年3月24日 国営設第171号

営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について

請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）の制定については、別途事務次官名をもって通知したところであるが、営繕工事におけるその運用に当たっては、下記の点に留意されたい。

記

1. 対象工事

本運用の対象とする工事は、要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する営繕工事、その他これらに類する工事とする。

2. 評定者

要領第4の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

一 要領第4第1項第一号に規定する「技術検査官」は地方整備局工事技術検査要領（平成18年3月31日 国官技第282号）第4に定める技術検査官とし、「技術評価官」は同要領第6に定める技術評価官とする。

二 要領第4第1項第二号に規定する「技術評価官」は、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年3月30日 建設省厚第21号）第6に定める総括監督員とする。

3. 評定の方法

要領第5第1項に規定する評定は、次の各号により行うものとする。

一 要領第3第一号の「工事成績」の評定は、別添1「地方整備局営繕工事成績評定実施要領」によるものとする。

二 要領第3第二号の「工事の技術的難易度」の評定は、別添2「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。

4. 評定結果の記録

要領第5第2項に規定する評定表等への記録は、次の各号により行うものとする。

一 要領第5第2項の「工事成績評定表」は、別添1「地方整備局営繕工事成績評定実施要領」の別記様式第3に記録するものとする。

二 要領第5第2項の「工事の技術的難易度評価表」は、別添2「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」の別記様式第1-1、1-2に記録するものとする。

5. 評定結果の通知及び回答

要領第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答は、「工事成績」及び「工事の技術的難易度」については別添3「地方整備局営繕工事成績評定通知実施要領」によるものとする。

附則

本運用については、令和3年4月1日以降に行う技術検査に適用する。